

仕様書

浦添市はファミリー・サポート・センター事業業務委託契約に基づく委託内容は下記のとおりとする。

1. 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

なお、市が著しく不相当と認めた場合及び委託事業者が遵守すべき事項に違反した場合は、委託契約の満了日の到来前に契約解除できるものとする。

2. 委託料上限度額

36,660,000 円（税込）

（令和 7 年度 12,220,000 円/令和 8 年度 12,220,000 円/令和 9 年度 12,220,000 円）

委託上限度額については、各年度予算の範囲内とする。

3. 委託業務内容

- (1) 会員の募集及び登録等に関する業務
- (2) 援助活動の調整に関する業務
- (3) 援助活動に係る講習及び指導に関する業務
- (4) アドバイザーの総括に関する業務
- (5) 浦添市ファミリー・サポート・センターの広報に関する業務
- (6) 会員の活動中に生じた事故等が発生した場合の市長への報告義務
- (7) 浦添市ひとり親家庭等に対するファミリー・サポート・センター利用料助成事業及び周知
- (8) ファミリー・サポート・センター保険の周知業務
- (9) 預かり手増加のための取り組みに関する業務
- (10) その他センターの目的を達成するために必要な業務

4. ファミリー・サポート・センターの設置場所、開設日及び開設時間

ファミリー・サポート・センターの設置場所、開設日及び開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所 浦添市内間保育所 2 階（浦添市内間 4 丁目 26 番 20 号）
- (2) 開設日は次に定める日とする
月曜日から金曜日（ただし慰霊の日（6 月 23 日）及び国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日は除く）
- (3) 開設時間は、午前 9 時～午後 6 時までとする

5. 職員の配置

ファミリー・サポート・センター事業を実施するため、ファミリー・サポート・センターに専任のセンターアドバイザーを2人以上配置する。

センターアドバイザーの業務は次のとおりとする。

- (1) 会員の募集及び登録時の相談・助言並びに会員データベースの作成・保守等に関する業務
- (2) 援助活動の連絡調整に関する業務
- (3) 会員に対する講習会、交流会等の開催に関する業務
- (4) 援助活動中の会員からの相談に対する助言及び会員間に生じた問題等を解決するための助言等に関する業務
- (5) 預かり手増加のための取組に関する業務
- (6) その他援助活動の実施に必要な業務

6. 援助活動時間

午前7時から午後7時までの間の必要と認められる時間を基本的な活動時間とする。ただし、これによりがたいと認められる場合は、この限りではない。

7. 援助会員への報酬等に関する基準

別表(1)

8. 相互援助活動の内容

別表(2)

9. 相互援助活動の実施方法

別表(3)

10. 備品などの負担・修繕について

- (1) 机・椅子などの備品は無償貸与する。
- (2) 修繕が必要な場合は、施工、修繕費用等の負担について、甲と協議を行う。
- (3) 空調設備の修繕が必要な場合は、乙で費用を負担する。

11. 契約解除の場合の原状回復等

契約を解除した場合において、乙は次に掲げる措置を採らなければならない。

ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 本市の貸与物、支給材料その他の物件があるときは、市長の指示に従い、これを本市に返還すること。
- (2) 乙の物件その他本市が返還を受けることを要しない物件があるときは、市長と協議して定めた期間内に、これを引き取ること。

(3) 契約の履行のため本市から提供された場所を原状に復し、市長に明け渡すこと。

12.その他

事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、市の承認を受けないで、委託業務の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

別表（1）

浦添市ファミリー・サポート・センター報酬等基準

1. 活動報酬の考え方

当事業は地域における育児の援助を行いたい者と、援助を受けたい者の会員制相互の援助活動であり、報酬を得るための活動ではなくボランティア的な性格をもった相互活動であるゆえ、最低賃金と同額程度を基本金額とし、以下のように設定する。

2. 報酬等基準（援助会員が出発してから帰宅するまでの時間）

区分	1時間あたりの金額（税込）
月～金までの7：00～19：00まで	600円
上記以外の時間・土曜日・日曜日・祝日 年末年始（12/29～1/3）	700円

ただし、病児・病後児預かりについては、以下のとおりとする。

区分	1時間あたりの金額（税込）
月～金までの7：00～19：00まで	700円
上記以外の時間・土曜日・日曜日・祝日 年末年始（12/29～1/3）	800円

ただし、宿泊を伴う預かりについては、以下のとおりとする。

区分	1泊あたりの金額（税込）
月曜日～日曜日（21：00～翌7：00）	一泊 5,000円
病児・病後児 月曜日～日曜日（21：00～翌7：00）	一泊 6,000円

- （1） 援助活動開始1時間以内は、1時間として算定する。
- （2） 援助活動時間が時間延長したときは、30分以内は上記の半額とし、30分を超えると1時間とする。なお、複数の子ども（兄弟姉妹）の援助活動を行う場合は、2人目以降の子どもが2歳児以下の場合には、1人分とし、3歳児以上の子どもについては報酬基準額の半額とし、人数加算する。
- （3） 相互援助活動の依頼解約に伴う支払基準額は、次のとおりとする。
 利用予定日の前日までの解約・・・無料
 利用予定日の当日の解約・・・・・・基準報酬額の1時間分

無断での解約・・・・・・・・・・・・・ 予定時間の報酬額の全額

- (4) 利用会員の援助依頼に基づく食事、おやつ代、入浴等については、報酬とは別に次のとおり料金を支払う。また、利用会員が特定のものを希望する場合は、利用会員が用意対応する。

おやつ代 (実費・レシート等で確認)	食事 (1人1食) 300 円	入浴 (介助必要な場合) 100 円
-----------------------	--------------------	-----------------------

- (5) 交通費 (市外について)

那覇市・宜野湾市・西原町	300 円
上記以外の遠方	相談の上、決定

相互援助活動の内容

１． 基本事業の活動

- ①保育施設等の保育開始時間まで子どもを預かること
- ②保育施設等の保育終了後、子どもを預かること
- ③保育施設等までの子どもの送迎を行うこと
- ④保育施設等が休みの時に、子どもを預かること
- ⑤保護者等の短時間・臨時的就労の際に、子どもを預かること
- ⑥冠婚葬祭又は、他の子どもの学校行事等の際に、子どもを預かること
- ⑦保護者の外出の際や、急用時の子どもを預かること

２． 病児・緊急対応強化事業の活動

- ①病児・病後児（回復期）の預かり
- ②宿泊を伴う預かり
- ③早朝・夜間等の緊急時の預かり
- ④病児・宿泊・緊急時に係る送迎

注）病児・病後児を預かるにあたっては、感染症でない旨の医療機関の証明を得ていることを必要とする。

宿泊を伴う預かりは、事前の予約・調整を要するものとする。

３． その他、センターの事業の趣旨・目的に適合する相互援助活動

注）子どもを預かる場合は、原則として援助会員の家庭において行うものとする。ただし、会員相互の合意がある場合は、利用会員の家庭及び児童福祉施設内等においても行うことができる（併せて、援助会員の駐車スペースの確保をする）

相互援助活動の実施方法

浦添市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）

- ① 利用を希望するものはセンターへ登録申請をし、利用会員として登録されます。
- ② 援助を希望するものは、センターへ登録申請をします。
- ③ 登録の済んだ援助を希望するものは、センターの開催する養成講座を受講したのち、援助会員として登録されます。
- ④ 利用会員は、援助の依頼日が決定後、センターに連絡します。
- ⑤ ファミリー・サポート・センターアドバイザーは、援助会員に援助の協力を依頼し、利用会員が事前打ち合わせを希望する場合は、１時間の援助活動を行う（有料）
- ⑥ 援助会員は、依頼の内容に沿って援助活動を行います。
- ⑦ 援助会員は、援助活動報告書兼領収書（様式第２号）に活動の記録を記入し、利用会員と援助会員の相互で記録内容を確認します。
- ⑧ 利用会員は、援助会員へ報酬を支払います。
- ⑨ 援助会員は、援助活動報告書兼領収書（様式第２号）に署名をもらいます。
- ⑩ 利用会員は、援助会員より援助活動報告書兼領収書（様式第２号）を受け取ります。
- ⑪ 援助会員は、１ヶ月分のまとめた援助活動報告書兼領収書を、翌月の１０日までにセンターへ提出します（毎月１回）

その他留意点

- （１）関係法令の規定を遵守し、浦添市ファミリー・サポート・センターの運営に努めること
- （２）その他必要な事項は、こども未来部　こども未来課と協議の上、決定する。